

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第68条の102の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>（少額減価償却資産の取得等とされない資本的支出）</u></p> <p><u>68の102の2-3 連結法人が行った資本的支出については、取得価額を区分する特例である令第55条第1項（資本的支出の取得価額の特例）の規定の適用を受けて新たに取得したものとされるものであっても、連結法人の既に有する減価償却資産につき改良、改造等のために行った支出であることから、原則として、措置法第68条の102の2第1項（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）に規定する「取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産」に当たらないのであるが、当該資本的支出の内容が、例えば、規模の拡張である場合や単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資本的支出について、同項の規定を適用することができるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>